

令和 8 年度 阿倍野区広報紙「広報あべの」企画編集業務委託の実施にかかる
事業者の募集について

標題について、次のとおり公募型企画競争（プロポーザル）方式により、業務提案者（業務受託者）を募集します。

なお、本業務は令和 8 年度大阪市予算案に基づき、予算成立前に公募を行っております。選定・実施にあたっては、大阪市会での令和 8 年度予算成立が前提となりますので、今後、業務内容が変更される場合や実施に至らない可能性があることをご承知おきください。

令和 7 年 11 月 28 日
大阪市阿倍野区長 青柳 毅

令和 8 年度 阿倍野区広報紙「広報あべの」企画編集業務委託
公募型プロポーザル参加募集要項

1 案件名称

令和 8 年度 阿倍野区広報紙「広報あべの」企画編集業務委託

2 事業内容に関する事項

(1) 業務の目的と概要

【目的】

阿倍野区広報紙「広報あべの」は、広く区民及び区内企業に対して、阿倍野区政・大阪市政や区民の生活に関する重要な情報、地域の行事・取組など地域に根ざした情報を提供するため発行している。

本案件の広報紙企画編集業務は、こういった広報紙発行の目的を踏まえ、専門知識を駆使して、区民が「広報あべの」を「見やすい・わかりやすい・親しみやすい」と実感し、特に広報紙の存在を知らない層、無関心層、若年層にも広報紙に興味を持ってもらえるような紙面全体のレイアウトやデザイン、キャッチコピーの提供等を行う業務である。

【概要】

月 1 回発行する区広報紙「広報あべの」の企画編集業務
(印刷業務、全戸配布業務、点訳版作成業務は別契約。)

(2) 業務内容

本事業の具体的な業務内容については、別添仕様書のとおり。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 3,993,000 円（消費税含む）

（契約上限額内の範囲内で契約するものとする。）

※令和 8 年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

(4) 契約期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

(5) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、当区は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則に基づき、委託契約を締結する。契約内容は当区と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託受注者の請求に基づき支払うこととする。

ただし、既履行部分に相応する委託料相当額については、協議により、部分払とすることができる。

(3) 契約保証金

ア 契約保証金 要

ただし、大阪市契約規則第37条第1項第1号、又は第3号に該当するときは免除する。

イ 保証人 否

(4) 再委託に関する項目について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ・広報紙の企画編集業務

イ 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受託者は、(4)ア及び(4)イに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受託者を選定したときは、この限りではない。

オ 受託者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等

の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を発注者に提出しなければならない。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格について

次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていることとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置も該当しないこと。
- エ 宗教活動や政治を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- オ 直近 1 か年において、消費税・地方消費税・市町村民税・固定資産税について未納がないこと。

5 スケジュール

(1)	公募開始	令和 7 年 11 月 28 日（金）
(2)	質問受付締切	令和 7 年 12 月 11 日（木）
(3)	質問に対する回答	令和 7 年 12 月 15 日（月）
(4)	参加申請関係書類の提出期限	令和 7 年 12 月 18 日（木）
(5)	参加資格決定通知	令和 7 年 12 月 22 日（月）
(6)	企画提案書の提出期限	令和 8 年 1 月 9 日（金）
(7)	プレゼンテーション・選定会議	令和 8 年 1 月 20 日（火）
(8)	選定結果通知	令和 8 年 1 月 26 日（月）
(9)	契約締結・事業開始	令和 8 年 4 月 1 日（水）
(10)	事業完了	令和 9 年 3 月 31 日（水）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付について

受付期間：公募開始～令和 7 年 12 月 11 日（木）17 時 30 分まで

※口頭・電話による受付は行わない。

※締切以降の質問は受け付けない。

質問方法：質問票（様式 10）により、阿倍野区役所総務課区政企画担当あて電子メール

にて質問すること。メールの件名は『質問：阿倍野区広報紙「広報あべの」企画編集業務』とすること。

【E-Mail:ts0001@city.osaka.lg.jp】

回答：質問に対する回答については、令和7年12月15日（月）付けで阿倍野区ホームページに掲載する。

(2) プロポーザル参加申請及び参加資格審査について

申請期間：公募開始～令和7年12月18日（木）まで（平日9時から17時30分まで。ただし、12時15分から13時を除く）。

申請方法：「6（4）提出書類について」の「参加申込にかかる提出書類」のとおり阿倍野区役所総務課区政企画担当へ持参または送付により提出すること。（送付の場合は、令和7年12月18日（木）17時30分必着）

参加資格決定通知：応募資格の審査を行ったうえ、令和7年12月22日（月）までに審査結果を電子メール（プロポーザル参加申請時のメールアドレスあて）により通知する。

(3) 企画提案書等の提出について

受付期間：令和7年12月22日（月）～令和8年1月9日（金）17時30分まで（平日9時から17時30分まで。ただし、12時15分から13時を除く）。

提出方法：「6（4）提出書類について」の「企画提案にかかる提出書類」のとおり提案書は、「7（2）選定基準」の内容を踏まえ提案すること。

提出：阿倍野区役所総務課区政企画担当へ持参または送付により提出すること。（送付の場合は、令和8年1月9日（金）17時30分必着）

(4) 提出書類について

表－1 提出書類一覧表に示すとおりとする。

なお、提出書類は様式どおりに作成すること。様式外の書類を提出する場合は、必要書類が不足していると判断し、申し込みそのものが無効になる場合があるので注意すること。

表－1 提出書類一覧表

提出書類 ※様式は、阿倍野区役所のホームページよりダウンロードしてください。
参加申込にかかる提出書類【提出部数：1部】
1. 公募型プロポーザル参加申出書（様式1）
2. 法人の概要・法人役員名簿（様式2）
3. 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行のもの、写し可）
4. 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び事業報告書
5. 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行のもの、写し不可）
6. 使用印鑑届（様式3）
7. 直近1か年において、消費税・地方消費税・市町村民税・固定資産税の未納がないことの証明書（提出日から3か月以内に発行：写し可）
8. 申請内容確認書（様式4）
9. 誓約書（様式5）（「受任者」は、受任者を設定される場合のみ記載）
※非課税の場合は、その旨を記載した理由書を添付のこと（様式は任意）
※ 令和7・8・9年度大阪市入札参加資格名簿に登録されている者は、3～7は省略可能。

企画提案にかかる提出書類【提出部数：8部（正 1 部、副 7 部）】

※副本には提案事業者名などを記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

※提出できる案は、1案のみとする。

※評価項目は「7（2）選定基準」のとおり

1. 広報冊子、広報紙等制作業務の経歴及び実績（※評価項目ア－1）（様式6）

※直近2年以内・3種類まで。パンフレット等参考資料となるものがあれば、様式6の添付資料として提出しても構わない。（各8部。資料は返却しない）

※必要に応じて、業務の内容がわかる成果品の一部または全部も添付すること。成果品の現物が用意できない場合は、データをカラー印刷したものでも構わない。

※複数年契約の履行期間中の実績を記載してもよいが、成果品は上記のとおり直近2年以内・3種類までとすること。

2. 企画提案書（様式7）

(1)実施体制（役割分担、責任者等）（※評価項目ア－2）

(2)編集スケジュール（※評価項目ア－3）

(3)基本コンセプト（※評価項目ウ）

(4)紙面作成にあたっての創意工夫・配慮について（※評価項目ウ）

特に、広報紙の存在を知らない層、無関心層、若年層が広報紙に興味を持ち、手に取って読みたいとなるような企画やアイデアを提案すること。

3. 広報紙特集のイメージ作成及び課題記事の作成（※評価項目ウ）（様式8-1、8-2）

※広報紙発行の事業目的や仕様書5（2）「編集」を踏まえて紙面作成課題について作成（タブロイド判4ページ）すること。

※1面は、様式8－1で指定するとおりの紙面割とし、記事の入れ替えは行わないこと。

2面および最終面の記事は、他面へ移動させないこと。

3面については、問合せ先が「区役所」となっている記事については、2面および最終面への移動も可。

※記事の面積のバランスは、いずれの面においても変更可。

4. 見積書及び事業費内訳書（※評価項目エ）（様式9-1、9-2）

(5) プレゼンテーションの実施

日 時：令和8年1月20日（火）午前

場 所：阿倍野区役所内（時間・場所の詳細は追って連絡する。）

出席人数：1団体につき、3名までとする。

内容・方法等：提出された企画提案書を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等での資料の投影は不可とする。1団体あたり20分程度（うち説明15分以内、質疑応答約5分）とする。

※プレゼンテーションを欠席した場合は、選定から除外する。

(6) 結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知する（令和8年1月26日（月）予定）。また、通知後速やかに阿倍野区役所ホームページに掲載する。

7 選定について

選定基準、審査・選定方法は次のとおりとする。

(1) 審査・選定方法

審査は、学識経験者等で構成する「阿倍野区広報紙「広報あべの」企画編集業務委託事業者選定会議」が選定基準に基づき、プレゼンテーション審査（令和8年1月20日（火）実施）を行い、最も優れた企画提案者を受託候補者として選定する。

ただし、すべての基準において標準点に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

また、評価点が最も高い提案者が複数の場合は、「ウ 事業目的に対する手法の的確性・独創性・専門性」の得点が高い者を受託候補者とする。この場合において、当該得点が同一の場合は、くじにより決定するものとする。

なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(2) 選定基準

◆提案内容評価表

評価項目		配点	加重	満点
ア 業務遂行能力				25
1	広報冊子、広報紙等制作業務の十分な実績があるか。（様式6）	5	× 2	10
2	適切な業務を期限内に提供できる人材を確保した体制となっており、役割分担、責任の所在が具体的に示されているか。（様式7）	5	× 2	10
3	提案内容の実施に必要な内容が網羅されており、適切なスケジュールとなっているか。（様式7）	5	× 1	5
イ 業務目的及び業務内容の理解度				10
1	業務の目的、内容の重要度を的確に反映した提案内容となっているか。	5	× 2	10
ウ 事業目的に対する手法の的確性・独創性・専門性（様式7）				60
1	1面表紙の提案内容は開いて中面を読ませる工夫ができているか。特に、無関心層、若年層が広報紙に関心を持つようなキャッチの工夫があるか。	5	× 4	20
2	記事の内容にあった的確なデザインになっているか。文字や写真、イラスト、図表などが情報に合わせて適切に表現されているか。	5	× 4	20
3	区マスコットキャラクターあべのんを活用した独創的なアイデアを取り込んでいるか。	5	× 2	10
4	色覚多様性など、ユニバーサルデザインに配慮ができていないか。	5	× 2	10
エ 費用積算根拠の妥当性（様式9-1、9-2）				5
1	提案内容にかかる所要経費が最大の効果を発揮するよう合理的かつ適切な配分であり、実現可能なものとなっているか。	5	× 1	5
合 計				100

(3) 審査対象からの除外（欠格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 その他の事項について

(1) プロポーザル参加に際しての留意事項

ア 採用された提案書は「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、「法人の正当な利益を害する情報等」）を除いて、情報公開の対象となる。

イ 提出された提案書は、審査・業者選定用以外に応募者に無断で使用しない。

ウ 提案にかかる費用は、すべて応募者負担とする。

エ 提出書類に虚偽の記載をした者及び大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者のプロポーザル参加は、無効とする。

オ 本業務受託候補者として選定された者は、契約締結等の手続き及び業務実施に向けた協議に応じること。この間の費用は事業予定者の負担とする。

カ 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本募集要項に違反すると認められる場合
- ⑤ その他、あらかじめ指示した事項に違反した場合

キ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となって事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提出者が負うものとする。

ク プロポーザルの参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことができない。

ケ 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。なお、採用の有無に関わらず、提出された書類は返却しない。

(2) 契約に関する事項

受託予定候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。

ただし、評価点についてすべての基準において標準点に満たない者を除く。

9 事業担当（問合せ・書類提出先）

阿倍野区役所総務課区政企画担当

住所：〒545-8501 大阪市阿倍野区文の里 1-1-40 阿倍野区役所 2 階 21 番

電話：06-6622-9683

E-Mail:ts0001@city.osaka.lg.jp